

# モニタリング

## 主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

(総務省28-13)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策13:電波利用料財源による電波監視等の実施						担当部局課室名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室 他6課室	作成責任者名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室長 田沼 知行	
	政策の概要	電波監視等の電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)を実施し、電波法全体の目的である「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進すること」を実現する。								分野【政策体系上の位置付け】	情報通信 (ICT政策)
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	近年、有限希少な国民共有の資源である電波の更なる有効利用を図ることが益々重要となっていることを踏まえ、電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進することに資するため、電波監視等無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)の確実な実施を推進し、電波の適正な利用を確保する。						政策評価実施予定時期	平成29年8月			
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
		基準年度	25年度	目標年度	28年度	年度ごとの実績(値) <sup>(※2)</sup>					
26年度	27年度					28年度					
不法電波の監視、無線局監理事務の迅速化・効率化、電波の人体への影響調査、標準電波の発射、周知啓発等を通じ、良好な電波利用環境の整備・維持を図ること	① 重要無線通信妨害への措置率 <アウトプット指標>	100%	25年度	100%	28年度	100%	100%	100%	電波利用分野が拡大する中で、電波の適正利用や電波利用環境維持が必要であるという現状を踏まえ、電波の適正利用及び電波利用環境維持に向け、国民生活や社会活動の安心・安全に大きく関わる航空・海上無線、消防無線、携帯電話など重要無線通信への妨害を防止することは電波監視業務において根幹であるため、重要無線通信妨害への措置率を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 100% 平成23年度実績 100%		
	② 総合無線局監理システムの稼働率(計画停止を除く。) <アウトプット指標>	99%	25年度	無線局数の増加に影響されことなく99%以上確保	28年度	99.9%	99.9%	—	無線局数が年々増加する中、無線局の免許申請処理、周波数管理等の電波監理事務の迅速かつ効率的な実施を支援する全国規模の業務処理システムである総合無線局監理システムの予期せぬシステム停止は、無線局監理に重大な影響を及ぼすため、システム稼働率を指標として設定。 また、国民のオンライン利用及びユーザビリティのさらなる向上を図ることを目的として、電子申請の申請率を併せて指標として設定。 【参考】 総合無線局監理システムの稼働率(計画停止を除く。) 平成24年度実績 99%以上 平成23年度実績 99%以上 無線局免許申請等及び無線局再免許申請等における電子申請率 平成24年度実績 65% 平成23年度実績 57%		
	3 無線局免許申請等及び無線局再免許申請等における電子申請率 <アウトプット指標>	70%	25年度	73%以上 (26年度～28年度の平均)	28年度	75.5%	77.5%	—	73%以上(3カ年平均)		
	4 電波が人体等への影響に関する調査について、外部専門家による評価における、研究成果の評価点の平均点 <アウトプット指標>	8.0 (最大10.0)	25年度	7.5以上 (最大10.0)	28年度	7.5以上	7.5以上	7.5以上	電波の利用形態の多様化が進む中、電波が人体等に与える影響を科学的に解明する必要があるという現状を踏まえ、研究の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 7.7 平成23年度実績 7.9		
	5 標準周波数の精度(周波数標準値に対する偏差) <アウトプット指標>	$1.0 \times 10^{-13}$ (10兆分の1)以内	25年度	$1.0 \times 10^{-12}$ (1兆分の1)以内	28年度	$1.0 \times 10^{-12}$ (1兆分の1)以内	$1.0 \times 10^{-12}$ (1兆分の1)以内	$1.0 \times 10^{-12}$ (1兆分の1)以内	良好な電波利用環境の整備・維持を図ることを目的として、平成11年郵政省告示第382号に規定されている標準周波数の精度を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 10兆分の1以内 平成23年度実績 10兆分の1以内 ※標準周波数とは無線局が発射する電波の基準となる正確な周波数である。		

6	電波の能率的な利用や安全性に関する全国各地での説明会の開催回数 ＜アウトプット指標＞	各地方局で1回以上かつ全国で15回開催	25年度	各地方局で1回以上かつ全国で15回以上開催	28年度	各地方局で1回以上かつ全国で15回以上	各地方局で1回以上かつ全国で15回以上	各地方局で1回以上かつ全国で15回以上	電波の公平かつ能率的な利用の確保や電波による健康への影響について国民の関心が高まっているという現状を踏まえ、電波の公平かつ能率的な利用の確保や電波の安全性に関する国民のリテラシー向上を図るため、説明会の開催回数を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 1回以上かつ全国で21回 平成23年度実績 1回以上かつ全国で22回	
	7	電波の能率的な利用の確保等に関する周知啓発活動の実施件数 ＜アウトプット指標＞	3,312件	25年度	3,000件以上	28年度	3,000件以上	3,000件以上	3,000件以上	電波の公平かつ能率的な利用の確保について国民の関心が高まっているという現状を踏まえ、電波の公平かつ能率的な利用の確保を図るため、周知啓発活動の実施件数を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 3,137件 平成23年度実績 2,810件
							3,852件	3,993件	—	
8	安全な無線LANの利用及び設置に関する、無線LAN設置者等のシステム担当者等を対象とした説明会等の実施回数及び参加人数 ＜アウトプット指標＞	5回 500名	25年度	5回以上 500名以上	28年度	5回以上 500名以上	5回以上 500名以上	5回以上 500名以上	無線LANの安全な利用及び設置に関する国民の関心が高まっているという現状を踏まえ、国民のリテラシーを高めることにより、電波の有効利用の促進を図るため、安全な無線LANの利用及び設置に関する、無線LAN設置者等のシステム担当者等を対象とした説明会等の実施回数及び参加人数を指標として設定。	
						6回 547名	5回 426名	—		
⑨	電波有効利用技術の研究開発等における、外部専門家による評価点数の平均 ＜アウトプット指標＞	課題設定型: 4.1(最大5.0) 課題提案型: -(最大30.0)	25年度	課題設定型: 3.5以上 (最大5.0) 課題提案型: 18.0以上 (最大30.0)	28年度	課題設定型: 3.5以上 課題提案型: 18.0以上	課題設定型: 3.5以上 課題提案型: 18.0以上	課題設定型: 3.5以上 課題提案型: 18.0以上	通信量増大に伴う周波数需要の拡大に対応するため、電波を有効に利用する技術について研究開発等を行うと共に、その技術の早期導入を図る必要がある。このような現状を踏まえ、電波有効利用技術の研究開発等において、研究開発等の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。 なお、集計ミスがあったため、基準(値)の課題設定型及び26年度実績(値)の課題提案型の数値を訂正している。 【参考】 課題設定型 平成24年度実績 4.1 平成23年度実績 4.2 課題提案型については、平成26年度以降に評価実施	
						課題設定型: 3.9 課題提案型: 20.9	課題設定型:4.1 課題提案型:20.5 (平成28年9月30日追記)	—		
10	パーソナル無線の廃止局数 (特定周波数終了対策業務によるもの及び当該業務によらないものの合計) ＜アウトプット指標＞	1,363局	25年度	パーソナル無線の廃止	27年度	1,600局	1,600局	電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、パーソナル無線の割当期限を平成27年11月30日と設定した。特定周波数終了対策業務の活用によるパーソナル無線の廃止を推進し、当該帯域を周波数が逼迫している他の無線システムへ速やかに移行するため、廃止局数を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 1,211局 平成23年度実績 918局		
						905局	937局			
11	消防・救急無線のデジタル化を実施した市町村数(消防に関する事務を処理する地方公共団体を含む。)の割合 ＜アウトプット指標＞	72.6%	25年度	100%	28年度	—	—	100%	拡大する電波利用に迅速・適切に対応するため、アナログ方式の消防・救急無線及び市町村防災行政無線のデジタル化を促進し、周波数の一層の有効利用を図る必要がある。このような現状を踏まえ、消防・救急無線のデジタル化による周波数移行の期限が平成28年5月末であることを踏まえ、市町村が整備するアナログ方式の消防・救急無線及び市町村防災行政無線のデジタル化の進捗度を評価の指標として設定。	
						97.6%	100%	—		
12	市町村防災行政無線のデジタル化を実施した市町村数の割合 ＜アウトプット指標＞	43.7%	25年度	50%以上	28年度	—	—	50%以上	【参考】 平成24年度実績 消防・救急無線:40.6% 市町村防災行政無線:37.6% 平成23年度実績 消防・救急無線:11.6% 市町村防災行政無線:30.3%	
						48.9%	53.7%	—		

電波有効利用技術の研究開発、周波数移行・再編の促進、条件不利地域等における電波の有効利用の促進等を通じ、電波の適正かつ能率的な利用を推進すること

13	携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口(整備要望がない地域の人口を除く。) ＜アウトカム指標＞	3.4万人	25年度	1.7万人	28年度	—	—	1.7万人	携帯電話が国民に広く普及している中、いまだに携帯電話を利用できない地域が山間部等を中心に残っており、電波から享受できる便益に格差が存在している状況を踏まえ、平成25年度に開催した「携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会」において、携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口(整備要望がない地域の人口を除く。)を指標として設定(平成26年度から平成28年度までの間に半減し、1.7万人まで解消する。)。なお、26年度実績(値)に「携帯電話サービスエリア外の人口減少数」を記載していたため訂正している。
						2.6万人	1.6万人 (平成28年9月30日追記)	—	【参考】平成25年度に開催した「携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会」において、それまでの測定指標である「携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口」を「同人口から整備要望がない地域の人口を除く人口」に変更したため、過去の実績と比較することができない。 平成24年度実績 6.0万人(エリア化を希望しない居住人口を含む。) 平成23年度実績 8.1万人(エリア化を希望しない居住人口を含む。) ※平成25年度から「エリア化を希望する居住人口」を指標に設定。
14	地上デジタル放送の難視対策世帯数 ＜アウトカム指標＞	1.3万世帯	25年度	0世帯 (難視解消後の世帯数)	26年度	0世帯 (難視解消後の世帯数)	/	/	電波の有効利用を促進するため、地上デジタル放送への完全移行(地上アナログ放送の終了)を実現するための必要な施策を実施する必要がある。このような現状を踏まえ、地上デジタル放送への移行に伴い、暫定衛星対策となった世帯については、地上系による恒久対策を暫定衛星対策が終了する平成26年度末までに行う必要があったため、難視対策世帯数を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 8.0万世帯 平成23年度実績 16.1万世帯
						0世帯 (ただし7世帯については、4月中に工事完了。)			
15	AM放送局(親局)に係る難聴対策としてのFM中継局整備率 ＜アウトカム指標＞	0%	25年度	100%	30年度	5%以上	30%以上	60%以上	国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、必要最小の空中線電力の中継局整備によりラジオの難聴を解消し、電波の適正な利用を確保する必要がある。このような現状を踏まえ、平成26年度から5年程度を目標として、AM放送等において生じている難聴(都市型難聴、地理的・地形的難聴、外国波混信による難聴)を解消するためのFM中継局の整備を進めていくこととしており、AM放送局(親局)に係る難聴対策としてのFM中継局の整備率を指標として設定。 【参考】 平成26年度開始事業
						9%	40%	—	

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額)※3			関連する 指標※4	達成手段の概要等	平成28年度行政事業 レビュー事業番号
		26年度	27年度	28年度			
(1)	電波の監視等に必要経費 (平成5年度)	6,520百万円 (5,965百万円)	6,248百万円 (5,662百万円)	6,351百万円	1	<p>航空・海上無線、携帯電話、消防無線など重要無線通信への妨害を防止するため、電波の発射源を探索するための電波監視施設を整備するとともに、不法無線局の取締りを行う。 また、重要無線通信妨害等の無線通信妨害を未然に防止するための電波利用環境保護のための周知・啓発活動を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・重要無線通信妨害の措置率:100%</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・遠隔方位測定設備の稼働時間:106万時間(平成27年度) ・無線通信の混信・妨害申告件数(重要無線通信妨害申告を含む。)と不法無線局への措置件数:4,883件(平成27年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 航空・海上無線、携帯電話、消防無線など重要無線通信への妨害を防止するため、電波の発射源を探索するための電波監視施設の整備、不法無線局の取締り等を行うことは、国民生活や社会活動の安心・安全に大きく関わる重要無線通信への妨害を防止することになり、良好な電波環境の整備・維持を図ることに寄与する。</p>	0111
(2)	総合無線局監視システムの構築と運用 (平成5年度)	8,942百万円 (8,756百万円)	7,349百万円 (7,202百万円)	7,576百万円	2.3	<p>平成5年度から3年を1期として、段階的に総合無線局監視システムを構築・更改するとともに、同システムの活用により、年々増加する無線局の免許処理等(年間約30~60万件)を迅速かつ効率的に実施。 また、無線局免許人に対しては、同システムを通じて、無線局免許申請等に有効な各種関連情報を提供。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・年間のシステム稼働率:99%以上 ・無線局の免許/再免許等の電子申請率:73%(平成28年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・総合無線局監視システムによる無線局免許申請等処理件数(年間):55万件(平成27年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 総合無線局監視システムの活用により、年々増加する無線局の免許申請等(年間約30~60万件)の無線局の許認可に係る業務を迅速かつ効率的に実施するとともに、電波利用料徴収に係る業務、無線局検査に係る業務、周波数管理に係る業務、伝搬障害防止区域指定、技術計算、無線局統計等の一連の処理とあわせて、無線局免許申請等に有効な各種関連情報を総務省電波利用ホームページを介して提供することにより、国民(電波の利用者)の利便性の向上と行政運営の合理化、効率化及び透明性の向上、電波のさらなる有効利用を実現することができるため、良好な電波環境の整備・維持を図ることに寄与する。</p>	0112
(3)	電波の安全性に関する調査及び評価技術 (平成9年度)	771百万円 (624百万円)	612百万円 (548百万円)	681百万円	4	<p>世界保健機関(WHO)は、電波が健康に及ぼす影響に対する公衆の高い関心に応えるため、各国の参加を得て国際的な研究プロジェクトを1996年(平成8年)に発足させ、リスク評価の公表に向けた検討が進められている。 本施策は、電波防護指針の妥当性の検証及び電波の医療機器への影響を防止するための指針の策定など、これまで多方面に渡って寄与しているが、今後はこのような国際的な状況も踏まえ、安心・安全な電波利用環境を確保するため、(1)生物学的影響に関する研究(生体電磁環境研究)の実施、(2)人体を模擬した解析モデルや電波ばく露量の測定システムの開発等の実施、(3)無線機器によるペースメーカー等への影響を防止するための調査を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査結果を活用した、ガイドライン等の見直しや妥当性の確認等の件数及び有益と思われる情報の公開数:3件(平成28年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・電波が人体等に与える影響についての学会や国際機関等における論文掲載数及び発表数:80件(平成28年度) ・外部専門家による評価において、当初の見込みよりそれを上回る研究成果があったと判定された課題の割合:80%(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 電波による人体への影響等に関する調査研究を実施し、その調査結果を踏まえて人体防護に関する指針(電波防護指針)等の見直しや妥当性確認等を行うことにより、指針等を妥当なものとし、同指針を守ることを通じて安全・安心に電波を利用することができるようになるため、良好な電波利用環境の整備・維持を図ることに寄与する。</p>	0113

<p>(4)</p>	<p>電波再配分対策 (平成23年度)</p>	<p>15百万円 (5百万円)</p>	<p>23百万円 (7百万円)</p>	<p>—</p>	<p>10</p> <p>パーソナル無線の制度廃止を含むワイヤレスブロードバンド環境の実現に向けた迅速な周波数再編を行うに当たり、当該無線の割当期限を超えた免許の有効期限到来前に利用終了を余儀なくされる利用者が発生することとなる。このため特定周波数終了対策業務により、「①これらの利用者に対して給付金を支給する業務、②①の業務についての照会及び相談に応ずる業務、③①の業務についての啓発活動を行う業務、④①の業務を実施する上で必要な業務(一般管理運営業務を含む。)」を行うことにより、円滑な周波数再編を確保する。なお、本事業は、特定周波数終了対策業務を行う機関(登録周波数終了対策機関)として総務大臣の登録を受け、本事業を行う機関として総務大臣の指定を受けた株式会社協和エグシオが平成23年度(平成24年2月24日)から実施しているもの。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・パーソナル無線の廃止局数:1,600件(平成27年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・給付金支給局数:1,200局(平成27年度) ・給付金制度啓発局数:1,200局(平成27年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 パーソナル無線の制度を廃止し、当該無線の割当期限後も無線局免許を有する利用者に対して給付金を支給する等の事業を実施することにより、新たなワイヤレスブロードバンド環境を実現させるために必要な周波数を確保するための周波数移行・再編が促進されることから、電波の適正かつ能率的な利用の推進に寄与する。</p>	<p>0114</p>
<p>(5)</p>	<p>無線システム普及支援事業(周波数有効利用促進事業) (平成25年度)</p>	<p>5,298百万円 (4,438百万円)</p>	<p>2,355百万円 (1,847百万円)</p>	<p>2,081百万円</p>	<p>11,12</p> <p>150MHz帯の周波数の電波を使用する消防・救急無線から260MHz帯の周波数の電波を使用する消防・救急デジタル無線への置き換え並びに150MHz帯又は400MHz帯の周波数の電波を使用する市町村防災行政無線から260MHz帯の周波数の電波を使用する市町村デジタル防災行政無線(移動系)への置き換えを、市町村(消防に関する事務を処理する地方公共団体を含む。)が行う場合、国がその費用の一部を補助するもの。(補助率1/2)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・消防・救急無線のデジタル化を(補助事業又はそれ以外の事業で)実施した消防本部数:750本部(平成28年度) ・市町村防災行政無線のデジタル化を(補助事業又はそれ以外の事業で)実施した市町村数:870市町村(平成28年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業が完了した件数(消防・救急無線のデジタル化):13件(平成27年度) ・補助事業が完了した件数(市町村防災行政無線のデジタル化):11件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 アナログ方式の消防・救急無線及び市町村防災行政無線のデジタル化を推進することにより、拡大する電波利用に迅速・適切に対応することとなるため、電波の適正かつ能率的な利用の推進に寄与する。</p>	<p>0115</p>
<p>(6)</p>	<p>無線システム普及支援事業(携帯電話等エリア整備事業) (平成17年度)</p>	<p>1,156百万円 (924百万円)</p>	<p>1,594百万円 (1,314百万円)</p>	<p>2,027百万円</p>	<p>13</p> <p>地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)において、市町村が携帯電話等の基地局施設(鉄塔、無線設備等)を整備する場合や、無線通信事業者が基地局の開設に必要な伝送路施設(光ファイバ等)を整備する場合等に、当該基地局施設や伝送路の整備費用等に対して、国がその整備費用の一部を補助するもの。 (補助率:エリア化世帯数が100世帯以上 1/2、エリア化世帯数が100世帯未満 2/3 等)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・居住地域のうち携帯電話サービスエリア外の人口解消数(要望なしのエリア外人口を除く。):1.7万人(平成28年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業が完了した件数(基地局):73件(平成28年度) ・補助事業が完了した件数(伝送路):9件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 携帯電話等エリア整備事業により条件不利地域において携帯電話等を利用可能とすることは、電波の利用に関する不均衡を緩和することとなるため、電波の適正かつ能率的な利用を推進することに寄与する。</p>	<p>0116</p>

<p>(7)</p>	<p>無線システム普及支援事業(地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援) (平成20年度)</p>	<p>29,489百万円 (29,325百万円)</p>	<p>30,104百万円 (29,758百万円)</p>	<p>28,426百万円</p>	<p>14</p> <p>地上デジタル放送への完全移行は円滑に完了。引き続き、地上デジタル放送への完全移行後の課題に対応するため、平成27年度以降も必要な環境整備・支援策を実施。具体的には ①新たな難視聴恒久対策等の相談など、引き続き、デジタル化に関する問合せに対応する地デジコールセンター体制の整備 ②デジタル難視聴世帯に対する対策の実施等、地デジ受信のための支援策の継続実施 ③低所得世帯へのチューナー等支援等を実施した。 (補助率:①10/10、②1/2、2/3、10/10、③10/10)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・デジタル混信による要難視聴解消世帯数:0世帯(平成30年度) ・福島原発避難指示区域の要受信対策世帯数:0世帯(平成30年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・デジタル中継局整備の支援局数:13箇所(平成27年度) ・デジサポ(総務省テレビ受信者支援センター)の設置数:8箇所(平成26年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 外国波等による電波の影響を受ける世帯に対する受信障害対策や、福島県の避難区域解除等により帰還する世帯等が地上デジタル放送視聴環境を整備するための支援等を実施することにより、国民にとって災害情報を含め生活等に必要な情報を入手する手段である地上テレビ放送を視聴するための手段を確保することとなるため、電波の適正かつ能率的な利用を推進することに寄与する。</p>	<p>0117</p>
<p>(8)</p>	<p>電波遮へい対策事業(トンネル) (平成11年度)</p>	<p>2,346百万円 (1,858百万円)</p>	<p>2,110百万円 (1,798百万円)</p>	<p>5,284百万円</p>	<p>13</p> <p>高速道路トンネルや鉄道トンネル等の閉塞地域において、移動通信用中継施設等(無線設備、光ケーブル等)の整備を行う一般社団法人等に対して、国がその設置費用の一部を補助するもの。(補助率:道路トンネル1/2、鉄道トンネル1/3)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・道路トンネル:500m以上の高速道路等トンネルにおける整備数(累積):1,388箇所(平成28年度) ・鉄道トンネル:新幹線路線(平成27年以降に開業した路線を除く。)の対策区間長(累積):881km(平成28年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業が完了した件数:43件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 高速道路トンネルや鉄道トンネル等の電波が遮へいされる地域において携帯電話等を利用可能とすることは、トンネル等においても非常時等における通信手段が確保されることとなるため、電波の適正かつ能率的な利用を推進することに寄与する。</p>	<p>0118</p>

<p>(9)</p>	<p>周波数の使用等に関するリテラシーの向上 (平成21年度)</p>	<p>205百万円 (177百万円)</p>	<p>158百万円 (145百万円)</p>	<p>123百万円</p>	<p>6.7.8</p> <p>(1)電波が人体や医療機器等に与える影響について、これまでの各種調査によって得られた知見等を、説明会の開催、説明資料等の作成等により、さまざまなニーズに応じた情報提供を行うとともに、国民からの問い合わせ等に対応する。 (2)民間ボランティア(電波適正利用推進員)に、地域社会に密着した立場を生かした電波の適正利用に関する周知啓発活動及び相談・助言業務を委託することにより、地域社会の草の根から、電波の公平かつ能率的な利用を確保する。 (3)スマートフォンの急速な普及等により利用が拡大している無線LANの情報セキュリティを確保するため、無線LANの利用者及び無線LANサービスの提供者に対し、無線LANを利用・提供する上での情報セキュリティ対策についてセミナー等により普及啓発することで、無線LANの利用に関するリテラシーを向上させ、安全・安心な無線LAN利用環境を確保する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務省の相談窓口への相談件数:807件(平成28年度)</li> <li>・電波の安全性に関する説明会参加者アンケートにおいて、電波の安全性への不安が減少した又は不安ではないと回答した割合:90%(平成28年度)</li> <li>・電波の安全性に関する電話調査結果において、電波を不安に感じないという回答の割合:75%(平成28年度)</li> <li>・電波の適正利用について理解したという回答の割合:60%(平成28年度)</li> <li>・総務省の無線LANセキュリティに関する周知啓発サイトへの年間アクセス数:20,000件(平成28年度)</li> </ul> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電波の安全性に関する説明会の開催回数:15回(平成28年度)</li> <li>・電波の安全性に関する説明会の参加人数:1,260人(平成28年度)</li> <li>・電波の能率的な利用の確保等に関する周知啓発活動の実施件数:3,000件(平成28年度)</li> <li>・無線LANの安全な利用及び設置に関する説明会等の実施回数:5回(平成28年度)</li> <li>・無線LANの安全な利用及び設置に関する説明会等の参加人数:1,000人(平成28年度)</li> </ul> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>(1)電波の安全性に関する説明会の開催、説明資料等の作成や国民からの問合せに対応するための相談窓口設置等、電波の安全性に関する周知・啓発活動を実施することにより、電波の人体等への影響に関する国民の理解が高まり、安全・安心な電波利用環境の確保に資するため、良好な電波利用環境の整備・維持を図ることに寄与する。 (2)民間ボランティア(電波適正利用推進員)に電波の適正利用に関する周知啓発活動及び相談・助言業務を委託することにより、地域社会に密着した立場を生かした活動等が可能となることで、より効率的・効果的に電波の適正利用に関する国民の理解が高まり、電波の公平かつ能率的な利用が確保されるため、良好な電波利用環境の整備・維持を図ることに寄与する。 (3)無線LAN設置者及び利用者に対し、無線LANの安全な設置・利用に関する周知啓発を行うことで、安全な無線LAN利用環境の整備が進み、利用者の無線LANの利用が促進されることで、良好な電波利用環境の整備・維持を図ることに寄与する。</p>	<p>0119</p>
<p>(10)</p>	<p>電波資源拡大のための研究開発等 (平成8年度)</p>	<p>10,680百万円 (10,309百万円)</p>	<p>10,395百万円 (10,085百万円)</p>	<p>11,923百万円</p>	<p>9</p> <p>(1)研究開発:周波数のひっ迫状況を緩和するため、民間の研究機関等に対して、周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね5年以内に開発すべき技術の研究開発を委託する。 (2)技術試験事務、国際標準化連絡調整事務、既存無線局との周波数共用を加速するための技術検討、周波数の国際協調利用促進事業: 周波数のひっ迫による混信・輻輳を解消・軽減するため、既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を利用可能とするための無線設備の技術基準(電波の質、通信品質、制御方式等)を策定するために、民間企業等に対して、国際機関等と調整、試験やその結果の分析等を請負わせる。また、国際機関での事務手続等に必要分担当、拠出金等を負担する。さらには国際的な普及を促進するため、国内外における技術動向等の調査、海外における実証実験等を請負わせる。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(課題設定型の研究開発等)外部専門家による終了評価の平均点:5点満点中3.5点以上</li> <li>・(課題提案型の研究開発)外部専門家による終了評価の平均点:30点満点中18点以上</li> <li>・(国際機関への貢献)ITUにおける邦人職員数:4名以上</li> </ul> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発等の実施件数(平成28年度)</li> </ul> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術、高い周波数への移行を促進する技術について、研究開発、技術試験事務及び国際標準化連絡調整事務を実施することにより、周波数のひっ迫状況を緩和し、新たな周波数需要に的確に対応することができることとなるため、電波の有効利用を促進し、電波の適正かつ能率的な利用に寄与する。</p>	<p>0120</p>

<p>(11)</p>	<p>標準電波による無線局への高精度周波数の提供 (平成11年度)</p>	<p>510百万円 (476百万円)</p>	<p>430百万円 (426百万円)</p>	<p>430百万円</p>	<p>5</p> <p>総務省設置法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の規定に基づき、周波数標準値の設定、標準電波の発射及び標準時の通報に関する事務の実施に当たり、標準電波による無線局への高精度周波数の提供を行う。 具体的には、国立研究開発法人情報通信研究機構において周波数標準を設定し、「おたかどや山標準電波送信所(福島県)」及び「はがね山標準電波(佐賀県/福岡県)」から高精度な周波数を長波帯の標準電波として発射する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・おたかどや山送信所周波数安定度: <math>1.0 \times 10^{-12}</math> ・はがね山送信所周波数安定度: <math>1.0 \times 10^{-12}</math> ※周波数安定度とは、国立研究開発法人情報通信研究機構の維持する原子周波数標準器により定められる周波数標準値に対する偏差である。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・(おたかどや山送信所)発射時間率: 2局体制による標準電波送信所施設の安定的な維持・運営を確実に実施し、長波帯標準電波の発射によって高精度な周波数等を提供する。 ・(はがね山送信所)発射時間率: 2局体制による標準電波送信所施設の安定的な維持・運営を確実に実施し、長波帯標準電波の発射によって高精度な周波数等を提供する。</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 標準電波を発射し、高精度周波数の提供を行うことにより、無線局の安定的な運用を可能とすることで、良好な電波利用環境の整備・維持に寄与する。</p>	<p>0121</p>
<p>(12)</p>	<p>無線システム普及支援事業(民放ラジオ難聴解消支援事業) (平成26年度)</p>	<p>3百万円 (—)</p>	<p>1,709百万円 (1,551百万円)</p>	<p>2,065百万円</p>	<p>15</p> <p>ラジオ放送において生じている難聴を解消するための必要最小限の空中線電力による中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助する。 補助対象: 難聴対策としてのラジオ中継局整備 事業主体: 民間ラジオ放送事業者、地方自治体等 補助率: ①地理的・地形的難聴、外国波混信 2/3、②都市型難聴 1/2</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・新たにFM補完放送の聴取が可能となった世帯数: 41百万世帯(平成30年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・ラジオ放送において生じている難聴を解消するための中継局整備の支援局数(補助事業が完了した件数): 21件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 ラジオ放送の難聴について、これを解消するための中継局整備を行う放送事業者等に対して、その整備費用の一部を支援することにより、ラジオの難聴解消を推進することは、災害時における情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が推進されることとなるため、条件不利地域等における電波の有効利用の促進等を通じ、電波の適正かつ能率的な利用の推進に寄与する。</p>	<p>0122</p>
<p>(13)</p>	<p>電波法 (昭和25年度)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>1~15</p> <p>電波の公平且つ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進する。 当該法律に基づき、電波監視等電波の適正な利用の確保に関し無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)の確実な実施を推進することにより、電波の適正な利用を確保する。</p>	



政策の予算額・執行額	69,839百万円 (66,444百万円)	66,916百万円 (63,916百万円)	65,865百万円	政策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					世界最先端IT国家 創造宣言	平成25年6月 14日 (平成26年6月 24日改定) (平成27年6月 30日改定) (平成28年5月 20日改定)	希望する全ての国民がITを活用できる環境を確保するため、地域のIT基盤(超高速ブロードバンド、モバイル)の整備・確保を図る取組(新幹線トンネルなどの電波が届かない区間の解消を含む。)を推進。(P16)
					日本再興戦略	平成25年6月 14日 (平成26年6月 24日改訂) (平成27年6月 30日改訂) (平成28年6月 2日改訂)	IoTが生み出す新たなニーズや東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に対応するため、複数の無線システムによる周波数帯の共用促進、周波数をより高度かつ効率的に利用する技術の研究開発・技術試験を推進。(P66)

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることもある。